

令和8年度 奈良市会計年度任用職員 放課後児童育成課（放課後児童支援員及び放課後児童支援員補助者）・（時間額）

応募締切：採用希望月の前々月末まで

（採用希望月の前々月末までに、面接試験までを完了してください。）

最終締切：令和9年1月29日

1. 募集内容等

採用予定人数	500名程度
募集職種	ア 放課後児童支援員 イ 放課後児童支援員補助者
職務内容	<p>【ア 放課後児童支援員】</p> <p>公設公営のバンビーホームにおける放課後児童支援業務 (想定される業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの出席確認、状況の把握 ・遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助 ・基本的な生活習慣の確立に向けた援助 ・子どもの健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助 ・保護者・家庭との日常的な連絡、情報交換及び家庭生活の支援 ・地域の関係機関・団体との連絡、調整 ・放課後児童クラブ以外の子どもや地域住民との交流 ・子どもの状況に関する学校との情報交換、連絡、調整 ・会議・打合せ等による支援内容の検討、情報共有 ・子どもの様子及び育成支援の記録 ・行事や活動の企画と記録 ・清掃・衛生管理、安全点検、片付け等 ・消耗品、備品、個人情報の管理 ・事故報告、苦情報告等の業務報告 <p>【イ 放課後児童支援員補助者】</p> <p>公設公営のバンビーホームにおける放課後児童支援補助業務 (想定される業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの出席確認、状況の把握の補助 ・遊びや諸活動を通じての自主性、社会性及び創造性を培う援助の補助


	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な生活習慣の確立に向けた援助の補助 ・ 子どもの健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための援助の補助 ・ 子どもの様子及び育成支援の記録の補助 ・ 行事や活動の企画と記録の補助 ・ 清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の補助 ・ その他、放課後児童支援員の指導・助言の下で行う補助業務
募集要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが好きで子どもと外遊びもできる方 ・ パソコン（Word,Excel）の基本的な操作が可能であること
受験資格	<p>(ア) <放課後児童支援員>年齢不問・放課後児童支援員認定資格取得者</p> <p>(イ) <放課後児童支援員補助者>年齢・学歴不問</p>
<p>※地方公務員法第 16 条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 ・ 日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 	

2. 勤務条件等

任用期間	採用日～令和 9 年 3 月 3 1 日（予定）
勤務地	市内の公設公営のバンビーホーム ※勤務地を選ぶことは出来ません。
給与	<p>(ア) 時間給 1,473 円 (イ) 時間給 1,425 円</p> <p>※片道 2 km 以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。</p> <p>※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。</p> <p>※年度途中の条例改正により、任用開始日に遡及して給与に増減が生じる場合があります。</p>
勤務日数等	<p>① 年間 241 日（週 5 日）× 6 時間</p> <p>② 年間 174 日～216 日（週 4 日程度）× 6 時間</p> <p>③ 年間 121 日～168 日（週 3 日程度）× 6 時間</p> <p>④ 年間 73 日～120 日（週 2 日程度）× 6 時間</p> <p>※年度途中からの任用の場合、上記勤務日数を期間按分した日数となります。</p>
勤務時間	<p>給食のある日：午後 1 時～午後 7 時</p> <p>短縮授業の日：放課後～午後 7 時の間の 6 時間でシフト制</p> <p>土曜日・長期休業期間等の授業のない日：午前 8 時～午後 7 時までの間の 6 時間でシフト制 ※所定労働時間を超える労働が生じる場合があります。</p>

休日	日曜日、月曜日から土曜日のうち所属長が指定する日、祝日及び年末年始
休暇	年次有給休暇他
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第 22 条及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員として正式採用となります。
社会保険	雇用日数によって、奈良県市町村職員共済組合（健康保険）、厚生年金及び雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>

3. 申込方法等

申込方法	<p>以下の Web 申込フォームから必要事項を入力の上、お申し込みください。</p> <p style="text-align: center;">  </p> <p style="text-align: center;">写真は概ね 6 ヶ月以内に撮影した申込者本人のものを添付してください。</p> <p style="text-align: center;"> https://logoform.jp/f/cGeDO </p>
選考日時	申込が済みましたら、面接試験を行います。開庁時間内に、放課後児童育成課に直接お越しください（予約不要）。結果は全試験終了後、後日連絡します。

	<p>【締切】採用希望月の前々月末までに、面接試験までを完了してください。</p> <p>(例：4月採用希望の場合、2月末までに面接完了が必要)</p>
試験の方法	<p>一次選考：面接試験 (前年度奈良市の公設公営のバンビーホームにおいて、放課後児童支援員もしくは放課後児童支援員補助者として勤務実績のある者は免除することができます。)</p> <p>二次選考：書類選考 (書類選考は、提出書類(履歴書・記述課題等)をもとに総合的に行います)</p>
採用予定日	令和8年4月～令和9年3月の各月1日付

問合せ・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>放課後児童育成課

<電話番号>0742-34-5441

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、庁内で共有いたします(人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、原則、市民等外部に公開されるものではありません)。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。

【別紙】（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの